

「竹島問題」という問題（続）

Problems with “*The Takeshima Monda?*”

権 純哲*

Kwon, Soon Chul

「竹島問題」は、近年の研究成果によって、理路整然とみえる日本の主張は矛盾を呈した反面、理不尽極まりなくみえた韓国の立場は相当補強された。今なお修正しないままの主張が国民一般に広がり、対立反目は先鋭化している。国際法の問題だ、領土問題だ、歴史問題だという。そのうえ、本稿では、日本の思想問題として取り上げる。「竹島問題」の事象は、時とともに過ぎ去ることもなく、歴史の地層に堆積され、事あるごとに地割れを起し、化石化したはずの過去事が火山灰となりマグマとなり噴出する災害の様相を呈する。日本人が如何に向き合ってきたのか、歴史の地層に散在する出来事に関する近年の研究成果を整理しつつ考察していく。

Key Words: 帝国意識、五十猛尊、歴史認識、草の根民主主義

- I 「竹島問題」の表層：大日本帝国・植民地朝鮮⇒日本国・大韓民国
- II 「竹島問題」の中層：帝国権益の拡大⇒戦争と侵略、保護国と併合 【以上、前号】

- III 「竹島問題」の深層：通信外交回復、幕府の御法度渡海禁止と譲渡説

三番目の深層は、1693（元禄6）年に始まり1699（元禄12）年に完全決着する「竹島一件」がその中心をなすが、竹島領土観が伏流し、天保の「竹島一件」を経て幕末に至る。ここの竹島も鬱陵島のことである。

この深層の背景には、豊臣秀吉の文禄・慶長の役後、徳川家康の命を受けた対馬藩主の尽力によって国交回復（1607年：以降、年を省略）が決まり、1617年に回答兼刷還使節が、1624年に通信使が来日する、新しい時代の開幕がある。だが、1561年以後の各種日本図には、竹島を山陰道沖合に描いており、豊臣秀吉の征韓の役に関連して磯竹島がクローズアップされ、日本の領域として地図上に現れるという¹。なるほど、このような認識から、国交回復講和交渉の際、磯竹島をめぐる議論があったのである。結局、日本人のいう磯竹島が鬱陵島であることが確認され、日本人の往来は対馬を経由する一路とすること、よって日本人の鬱陵島への渡海を禁ずることが合意決定（1614）された。今に至る「竹島問題」の原初がここであり、磯竹島＝鬱陵島の領有確認とともに「鬱陵島渡海禁止」決定があったことに留意されたい。その後、幕命に基いて派遣された対馬藩士が、竹島＝

*クワン・スンチョル、埼玉大学人文社会科学部研究科教授、韓国思想史・東アジア近代学術思想

¹ 田村（1965）、1頁。

鬱陵島に逃げ隠れていた潜商弥左衛門・仁右衛門を逮捕（1620）してから潜商の取り締まりは続く。ところが、幕府は、決まったばかりの対朝鮮外交の基本方針に相反する「竹島渡海免許」（1625）を下す。これによって始まった大谷家・村川家の活動がほぼ70年続いた後、外交問題となる。朝鮮の鬱陵島空島政策が背景にある。

竹島渡海免許と元禄竹島一件

「竹島渡海免許」については、池内敏の研究『竹島問題とは何か』（2012）において従来の見解が再検証され、新たな解釈が示された。すなわち、①幕府老中連署による鳥取藩主松平新太郎あてのものである、②競合関係にある他藩に対する排他的権利を独占できる、③一回漁期にのみ渡海を許したものであり、居住を認めたものではない、④拝領の事実もないことが克明になった。要するに、競合状況にある漁業管理のため、一回に限り、鳥取藩に排他的な漁業権を許可したのが渡海免許であったというのであり、特に漁民あてのものではなかったことに注意を喚起した。

ところが、藩は渡海ごとに幕府から免許を得ることはなく（史料上も確認されないという）、当初の渡海免許の書き写しを所持した大谷家・村川家の渡海が常態化する。やがて村川家漁船が帰りに朝鮮に漂着（1637）する事件が発生、その際、引き取った倭館の対馬藩士は「今程竹嶋ニ船渡り申上候事、従公義御法度様ニ承及申上候」と記すも、渡海はやまず、日本政府見解に「17世紀半ばには竹島の領有権を確立」とあるような竹・松両島での漁業活動の記録が残っている。ついに竹島＝鬱陵島で朝鮮人と遭遇した村川家の船頭は「公方様より拝領つかまつり、毎年渡海いたし候嶋にて候」（1692）と述べ、確固たる領有認識を公言するまでに至る。

翌年、渡海した大谷家は、竹島＝鬱陵島で遭遇した安龍福らを連行し鳥取藩に訴え、鳥取藩からの報告を受けた幕府は、対馬藩に対し、朝鮮漁民の出漁禁止を要求する交渉を命ずることになる。いっぽう、日本から帰国した安龍福から事情を聴取した朝鮮政府は、幕府に日本漁民の鬱陵島往來を禁ずる書契を送る（1694）。と同時に鬱陵島に官吏を派遣、審察させる。今問題の島につき「東望海中有一島、杳在辰方而其大未滿蔚島三分之一、不過三百余里」（張漢相『鬱陵島事蹟』）という報告は、附属の島として目視認知した事例である。

このように、両国政府が竹島＝鬱陵島領有を主張しあうこととなり、交渉が始まる。だが、講和当初から専担してきた対馬藩は、交渉成就不可能を熟知しており、やがて前藩主宗義真が幕府に報告協議することになる。幕府において老中阿部豊後守は鳥取藩に「御尋の御書付」を問い合わせ、「竹嶋は因幡伯耆附属にては無御座候」「竹嶋松嶋其外 両国之附属の嶋無御座候」との回答を得、鳥取藩に日本人の渡海禁止を命じ（1696）、「渡海免許」を両家から回収させる。そして日本政府の渡海禁止決定を朝鮮に伝える（1697）。

ところが、日本人の再度の鬱陵島渡海に直面して憤慨した安龍福が来日し「鬱陵島・子山島両島」につき抗議する事件が起こる（1698）。日本から帰国後、当局者の取調べに安龍福の「松島即子山島、此亦我国地」という陳述がある。問題の島名は定まらなかったものの、領有認知の事実は確かめることができる。この事件の後始末協議に当たった前対馬藩主宗義真は「竹島之一款 此度ニテ無残所相濟朝鮮国之御望之通ニ相濟 両国之大幸 此事候」（下線強調：権、以下同）と幕府に報告（1699）、完全決着

する。「残す所無く」「両国の大幸」とは、講和当初の方針が再確認されたからであろう。

竹島譲渡とする竹島領土観

ところが、ここで注目すべきは、「竹島」を朝鮮に渡したとする言説の存在である。たとえば、対馬藩儒臣松浦允任（1676～1728）撰『朝鮮通交大紀』の4代藩主靈光院公宗義倫の治績に「元禄六年癸酉年、此年欽命して朝鮮人四十余名、我因幡州竹嶋に來り漁せしによりて、其捕へたりし二名を彼国に送致せしむ」と記し、「同九丙子年欽命して竹島を彼国へ渡されしの事」という記述がある。つまり、「竹島一件」の結果、我が因幡州の竹島を朝鮮へ渡したという認識が公然と明示されている。だが、これについては、松浦自身は克明に説明する。以下の引用文にある、萬松院公とは徳川家康の命を受け戦後講和協議に当たった1代藩主宗義智で、天龍院公とは倭館の草梁移転を成しどけ、「渡海禁止」につき老中に報告協議した3代藩主宗義真である。

「按ニ…以前 萬松院公の時磯竹島を看審するの時ありしに、其時彼れ磯竹ハ鬱陵島にして、鬱陵ハ我国の地たりといひし時は、此数書、またかくのごとくいふもの誠ニ其前後明白ならざるものなり。しかも磯竹の鬱陵島たる、我州既に明かにこれをしれるときハ此時にありて、宜しく此事の始末をもつて明かにこれを 東武に啓し、また彼国に告て、其前後明白ならざるの過をたゞし、其海中の空島たるをもつて我国の人いつとなく往来し、但其磯竹たるを知て鬱陵島たるをしらざるの由を論して、其後やふやくに 東武の命を以て其界限を明にし、我国人往来の事を禁せらるべきものなり。此事 天龍院公実録ニ拠り考ふへし。」（文中、闕字あり：楯）

『天龍院公実録』の詳細まではともかく、要するに、当初「磯竹島」議論の際、日本領と思つていた同島が朝鮮の鬱陵島であることを明らかに知れるようになり、その始末を幕府に報告し、その前後明白ならざる過ちを正し、海中の空島たるを以て往来する日本人にその旨を論し、幕府の命によつて境界を明らかにし、日本人の往来を禁じた、と詳細に解説している。

日本領と思つたのは不明による過ちで、それを正し、往来も禁じたのが当初「鬱陵島渡海禁止」だが、「元禄竹島一件」にて元来我が領土竹島を朝鮮に渡したという建前の論調は、むしろ強化拡散していく趨勢を成す。たとえば、幕臣御家人青木昆陽（1698～1769）の『草蘆雑談』（1738序）に「竹嶋ヲ朝鮮へアタへ給トカヤ。憲廟ノ御仁政ニテ与エ給トイエドモ、地ハ少ノ所モ惜ムベキコトナレバ有司ノ過チナランカ」とあり、竹島を朝鮮に与えた「有司の過」と批判し、また松岡布政著『伯耆民談記』（1742）は、渡海禁止を「残念至極」と記す。

渡海禁止と譲渡説の両立

林子平は『三国通覧図説』（1785）所収「三国接壤図」の竹島の横に「朝鮮ノ持也」と記し、日本領有を明らかに否定する。ついに渡海禁止の御法度を犯して死刑切腹が下される石州浜田藩の回船問屋今津屋八右衛門の密商事件（1836）が発生する。「天保竹島一件」である。ところが、この際に

出された御触には「元禄之度 朝鮮国江 御渡に相成候以来 渡海停止仰付候場所に有之」²とあり、「元禄竹島一件」にて竹島を朝鮮国に渡したと公言しているのである。さらに「元禄竹島一件」に対する批判的認識は衰えることなく、鳥取藩士岡嶋正義（1784～1859）は「此度の挙をそのままに御捨置に相成候事は、本邦を軽蔑の基にして、痛哭の至りなり」（『因府年表』）と記す。要するに、いつの間にか譲渡説が公論となり、渡海禁止の御法度と相対しつつ両立流行し、段々と「有司の過」で朝鮮に渡した竹島に対する未練に、幕府の御法度に従うしかない悔しさが積もっていることがわかる。

実際、上述のような時の輿論が反映され、竹島松島の着色が相異なる長久保赤水（1717～1801）『改正日本輿地路程全図』³があり、現在両国政府の相反する主張の根拠に引用されており、戸惑う。これは、時と共に版を重ねるに従って、同図に起った作為的現象とみられる。しかし、図面の島附近に、日本の雲州と隠州との関係に譬えて「見高麗猶雲州望隠州」と記した印字に変わりはない。この文は『隠州視聴合記』（1667）の「此二島無人之地、見高麗如雲州望隠州。然則日本之乾地、以此州為限矣」による。つまり、隠州までを領域内とし、無人の二島は共に領域外としているのである。ちなみに、「此州」を鬱陵島＝竹島とした川上健三説（1966）が「17世紀半ばには竹島の領有権確立」とする日本政府見解の論拠にもなった。

いずれにせよ、時代が下がれば下がる程、渡海禁止と譲渡説の両立併存状況が浮き彫りとなり、渡海禁止の御法度への不満が増幅していく様相を呈す。

以上、「竹島問題」の深層において、交隣外交を重んじる幕府の方針と意志は、元禄「竹島一件」、さらに天保の「竹島一件」において明白に確認できる。だが、講和当初、磯竹島領有主張が不明による過ちであったと認め、「磯竹島＝鬱陵島」について合意、境界を正し、往來も禁じた「鬱陵島渡海禁止」の本義は、譲渡説の流行と定着によって表面から消え去っていく。「渡海免許」による大谷・村上両家の長期間の活動が「磯竹島」領有認識を再生させ、「拝領」を主張するに至ったのだが、半面、「竹島一件」による御法度「渡海禁止」を「有司の過」とする批判とともに竹島譲渡論が定着していった事実留意したい。この意識に附随してその属島松島が存在するからである。

IV 表・中・深層を通貫する

以上、竹島問題の表層・中層・深層を構成する出来事を適宜、整理してみた。各層の出来事は決して簡単でなく複雑であることは、見てきた通りである。今この三層を通貫してみたい。

² 「今度松平周防守元領分石州浜田松原浦に罷在候無宿八右衛門、竹島渡海いたし候一件、吟味之上、右八右衛門、其外夫々嚴科に被行候、右島往古昔伯州米子之ものも渡海、魚漁等致候得共、元禄之度朝鮮国江御渡に相成候、以来渡海停止被仰付候場所に有之、都而異国渡海之儀者重き御制禁に候条、向後右島之義も同様相心得、渡海致間敷候…」『朝鮮竹島渡航始末記天保七～八年』（『新修島根県史』史料編3近世下、昭和40年）

³ 長久保赤水『日本輿地路程全図』は、明和5（1768）年に原図となる「改製扶桑分里図」が作られ、安永3年（1774年）に完成、これを修正し安永8（1779）年に『改正日本輿地路程全図』が完成、初版が出版された。赤水の存命中に二版（寛永3（1791）年）まで刊行された。赤水の死後も1811年、1833年、1840年、1846年、1871年と版を重ねた。韓国政府製作パブリックには1791年版が、日本のパブリックには1846年版が、論拠として掲載されている。

深層においては、まず磯竹島領有主張の過ちを正した「磯竹島＝鬱陵島」の確認と、日本人の往來を禁じた「鬱陵島渡海禁止」とが講和当初あったこと、つぎに、それに相反する幕府の渡海免許は、一回限り鳥取藩主に与えたものであったにもかかわらず、ほぼ70年間活動があったこと、加えて、「竹島一件」による渡海禁止の御法度が厳然とあるが、「有司の過」とみる批判論とともに竹島譲渡とみる認識が公論になっていた事実もわかった。

ここで考えたいのは、竹島譲渡説の底辺に伏流している当初の磯竹島認識についてである。竹島という名は磯竹島に由来し、磯竹は五十猛に由来する。すなわち、磯竹島認識の根柢には、日本建國神話が潜在する。『日本書紀』神代の一書に素戔鳴尊は子五十猛神を帥って新羅に降り、出雲に帰ったとあり、出雲と韓国との神話上の関係⁴が竹島領有認識に原初的に投影されたものと考えられる。豊臣秀吉の朝鮮出兵に際して復唱された三韓征伐までは言わずとも、神話的認識による不明の自覚があったから、講和交渉の当初、「磯竹島＝鬱陵島」の朝鮮領土の確認と合意ができたのであろう。しかし、渡海免許による70年の長い歴史は、山陰地方の人々の意識に領有観を再生させ、「竹島一件」を「有司の過」とする譲渡説が公論化するに至る。幕末を迎えると、開拓論に進化することに留意すべきである。

なお、「竹島問題」において、渡海禁止の対象に今の竹島＝独島が含まれないという主張がある。これは、語呂合わせの名称の成り立ちを無視して二島を切り離す、不自然かつ強引な見方⁵であり、前述した老中の問い合わせに対して竹島・松島の所属でないことを確認した鳥取藩の回答とも、「竹島一件」を譲渡と批判した当時の認識とも相容れず、固より承認される見解とは言えない。実際「竹島渡海」の経由地として又はその属島として今の竹島の存在が日本漁民には明確に認識されていた反面、鬱陵島の空島政策の故にその附属島に対する朝鮮政府の認知が希薄であったことは否めない事実である。一方の主張は不自然で、もう一方は、附属島の領有を闡明した確かな証拠があるとは言いがたく、日本漁民の頻繁な渡海によって明確にその存在が認知されていく。

中層においては、今までの資料発掘と研究成果によって、以下のことが明らかにされた。

第一、「竹島／松島開拓論」は、譲渡論の変形といえるが、朝鮮政府の行政管理が始ってから木材産地として注目され、軍事的要衝として日・露が拮抗する鬱陵島における日本人の諸事情。

第二、正院編『日本地誌提要』が竹島と松島について隠岐の域外と記述した事実。

第三、島根県の地籍編纂伺に対し、太政官が「竹島外一島」につき確認し、版図外と決定した事実。

第四、日朝不平等条約体制の進展に従って、領事館の保護下、日本漁民が朝鮮沿岸全域において先進技術を駆使して漁場を独占するに至る実態、そのなか、朝鮮沿岸を往來する日本漁民による「未発見の島」の話題がニュースとなり、広く注目された事実。

第五、日本海軍の朝鮮沿海測量調査によって海図と水路誌が作成され、二島についても随時軍艦

⁴ 田村（1965）は、「磯竹島のイソタケを、大国主命の御子五十猛命の出雲、韓国往來によるものとする説は如何なものであろうか。しかしながら鬱陵島は、宗像三女神の神話には、宇佐の島として語られているが、日本の宇佐と朝鮮の于山との一致は注目すべきであろう。」（30頁）と述べる。「大国主命の御子五十猛命」とは誤認だろう。

⁵ 田村（1965）は「竹島渡海の寄港地として主として意義付けられていた松島漁場は、竹島渡海の中絶によって、一応放棄されたとも考えられるが、当時の鳥取藩に於ける海産魚油の需要は、竹島放棄によって、松島渡海を要請したものとも思われるが、今これを証する資料を発見し得ないのは遺憾である。」（23頁）と述べる。

が巡視し、領土編入請願前に韓国名「独島」を把握しており、請願受理後、再度調査を命じ報告を受けていたこと。

第六、韓国政府に働き掛けて貸下げ請願の相談に上京した漁民中井養三郎が、当局者と面談後、認識一変して領土編入請願を行った経緯の詳細。

おおむね、以上のような経緯にて領土編入決定に至る。まず注目したいのは、竹島と松島について隠岐の域外とする公的認識があるが、旧来の磯竹島領有実現のため、または譲渡した竹島を奪還すべく、島根県が地籍編纂に際して関連地図も添えて内務省に立てた伺いに対し、太政官が旧政府の方針を継承し、竹島松島二島を版図外と決定した事実である。ゆえに、固より渡海禁止を熟知する地域漁民が韓国領と思うのは当然で正しい。つぎに、「未発見の島」ニュースが話題になってから、たまたま一漁民から韓国領無人島の貸下げ請願の相談に際会した当局者が韓国領有に疑義を示し、その指南に勇気づけられて翻意した漁民が無主地「リヤンコ島」の領土編入並びに貸下げ請願を行った、偶然且つ意図的な事件性である。特に、地籍編纂の事情を熟知しているはずなのに、日露開戦中という表面的理由にて不可の意を示した内務省担当者を説き崩した外務省政務局長、その指示によって領土編入願が受理されたこと、そして海軍水路部長の命によって「リヤンコ島」を調査した軍艦から望楼など軍用施設について報告を受けた後、内閣にて審議決定したことは重要である。なぜならば、太政官決定を翻すために、開戦中、一漁民の愛国心をあおり隣国侵略の先兵にさせたからである。これこそ、列強中心の国際法を盾にした帝国「有司の過」と指摘せざるを得ない。

ちなみに、「リヤンコ島」を領土編入し、島根県の「竹島」と命名したことに対し、『読売新聞』「はがき集」(1905.7.15)に、「詳細なる示教を賜はりしY生君に多謝す。然し山陰地方にてハ鬱陵島を松島とハ決して言はず普通に竹島と呼べり。故にリヤンコールド岩を竹島と称するハ松島の誤なることを信ずるなり(K生)」とあるように、松・竹二島の名称に親しんで来た地域の人々には、唐突かつ不可解な命名と受け止められていたのである。奥原碧雲の『竹島及鬱陵島』(1907)は、さらに「優柔軟弱なる徳川幕府の外交政策と相俟ちて、竹島即ち鬱陵島は全くわが領土をはなれて、朝鮮の版図に帰し、伯州地方の漁民等が苦心慘憺たる対外的経営も、空しく水泡に帰して、また顧みるものなきに至れり」と記している。幕府の軟弱外交を批判し帝国の積極外交を支持する地域教育家において、竹島＝鬱陵島領有認識および譲渡論の存続実相がうかがえる。

表層においては、まず、日本の放棄すべき領土を明記した当初の対日講和条約米英草案が、第三者からの大局的かつ自然的見方を反映したものと考える。日清戦争以後、侵略占領統治した領土がその対象になっていたからである。だが、アメリカ当局者が日本の無主地先占による島根県編入の行政手続きの存在によって説得されたためであろう。問題のリヤンコールド岩を無記入とした米英合同案からは、ある種の戦略的知恵が感じられる。附近で韓国漁民の爆撃死亡事件もあったので、条文への無記入としたがゆえに、アメリカ当局者は、韓国の要求を拒否することができたと思う。それに納得しない韓国は、所謂マッカーサー・ラインに準じて海洋主権宣言を行ったのである。

韓国の海洋主権宣言は、主権未回復の時、何ら制止もできず、理不尽極まり無い出来事であったがゆえに、日本国民の非常なる公憤を買ったのである。国際法違反だと批判するも、状況を変える道は見いだせない。当時の憤慨は、旧植民地から冒された、やるせない気持ちの発露とも推察され、

結果的に隣国への関心を根こそぎなくしたのだろう。対して、植民地支配を経験し南北戦争のさ中にいた韓国民が、日本の抗議にさらに激昂して日本批判を行ったのは言うまでもなく、その後、島周辺でのトラブルが頻発し、両国民の相対立する感情は緩和することはなかった。ゆえに、長い交渉の末、結ばれる日韓基本条約において、問題の島には直接触れず、局面の新展開を図った「密約」は、当局リーダーの方便的知恵⁶の産物と言える。たびたび知恵といったが、託された難問に対して当局者「有司」が苦悩の末、たどり着いた道だからである。

ところが、当時の関係文書の発掘と公開が進み、「密約」が破綻した今、新たな難題を解きほぐし、局面を切り開かなければならない。思うに、主権者自らが問題の実体をより正確に把握することが真っ先に求められる。前号より見てきたように、近年の「竹島問題」に対する研究成果を吟味しあい、歴史上の事実を一つ一つ確かめ合うことがまず必要であり、そして日韓基本条約の不備を補正し、民意に基づいた真の両国民関係の正常化を築く努力が必要であろう。

両国関係の土台がゆれ、表層の地割れを起すと、歴史の中層から深層からマグマと火山灰を噴き出し、両国民が相対立し妄言暴論にて激昂する。譲渡説、開拓論、無主地先占、不法占拠といわれる同名異島「竹島」に対する思いが重畳鬱積し、問題は解決されないまま、歴史の光栄／傷痕に触れ、喜び／痛みが呼び覚ますからである。豊臣秀吉に次ぐ徳川幕府の前近代においては「交隣」「通信」と言われ、大日本帝国の近代には「日韓合邦」「内鮮一体」と言われた。今は「友好」「パートナーシップ」と言われる。この言葉から何か空虚さを感じるならば、専ら政治スローガンとして叫ばれていたからであり、また、民の自主的主体的参加が希薄皆無だったからであろう。

V 日本の思想課題として「竹島問題」

「竹島問題」とは、国際法上の問題であり、歴史問題であるのは勿論である。だが、この問題に日韓両国政府が、各専門家、また一般士民がどう向き合ってきたのか、互いに隣国の住民としての主体性が問われる思想問題でもあり、当事者自ら進んで解決すべき実践課題でもあると考える。すなわち、問題へのアプローチ転換の試みが必要である。

隣国であるが故に、有史以来、さまざまな出来事が絶えずにあったのであり、これからも変わることはないだろう。過去に由来する問題であるだけに、今までの歴史を直視し反省すべきは反省しなければ、これから合意をなし得たとしても、信義を築くことは望み難い。ゆえに相互信頼を蓄積する努力が求められる。約束は互いに尊重し守らなければ困る。だが、もしそれが不道理なことであったならば、改めなければならない。「有司の過」による「竹島問題」に、主権者たる民が如何に向き合えばよいか、また今までは如何に向き合ってきたか、その主体性が問われている。

「竹島問題」が表層に突出し問題になってすでに久しい。両国の主張にはそれぞれの論拠をなす

⁶ 『竹島密約』(2008)は、「プロローグー「未解決の解決」はなぜ成立したのか」より始め、「エピローグー先人の「知恵」をいかにして受け継ぐか」にて終わる。エピローグで「本書は領有権を問うものではなく、私はその質問に答えようがない。永遠に「切っても切れない」と言われる日韓関係において、領有権という重い政治的な意味をもつ事案の全貌を究明し、報告することが目的だからだ。とくに、国交がない時期に互いに歩みよろうとした人々の努力の跡をたどろうとしたのである。」(下線：権、以下同)と述べる。

資料があり、またそれを支える研究成果がある。韓国の主張の単純さと論拠の脆弱さは、朝鮮王朝以来の海洋政策の不在と国権喪失の長い植民地支配の歴史に起因する。反面、日本の主張は、富国強兵・国権伸長・利益線確保につとめた大日本帝国の関係資料に基づき用意された。当初、国家間の領土問題として浮上したが故に、その対策として行われた研究は、国際法・国際政治の現場経験を持つ公務員や関係業務に従事する専門家が主導した。また、歴史学者も加わってはいたものの、限られた史料によるものであった。その後、史料公開が進み、様々な専門家による学際的研究も相当の成果をあげている今、従来の認識と主張を改めなければならない段階に来ている。

要するに、「竹島問題」とは、国家政策と学問⁷とが事実上一枚岩となり、国論を作り上げた端的な例である。一方、この問題は、新しい史料が発掘され、学問的研究水準を向上させた好例と言え、日韓学術研究交流にも一翼をなした。ところが、難儀な日韓関係において、両国民感情を悪化させる一因にもなっている。新たな研究成果により、日本の主張が自己矛盾に陥ってしまった反面、韓国の立場がより一層強化された現状を心よく思わない人の妄言暴論がインターネット上に乱舞混雑している。研究者の論敵に対する非難合戦の様子に蟹螯することも、日韓関係の現状に戸惑う韓流好きな若者に接し、意を決することもあった。冒頭に述べたように、本稿は、これまでの15年間にわたり行ってきた講義報告を兼ねて「竹島問題」研究の成果整理を試みたものである。

研究成果の活用と曲解の是正

堀和生の研究（後述）によってこの問題が急浮上してきたが、まず、池内敏の研究をあげなければならない。主として日本政府見解の基をなした川上健三の業績（1966）を解体し、その史料を追跡して選択や解釈の恣意性を指摘し、新たな解釈を示した池内研究の意義は大きいからである。『竹島問題とは何か』（2012）は、既発表論文を集成したものだが、特に「渡海免許」を始めとした近世史料に対する博搜や解釈は、管見の限り、群を抜いて優れたものである。「歴史学からの回答：歴史分析の光に照らし…不毛な論争を終らせ、冷静に問題に向き合うための必読の成果」とした帯の自評広告通り、研究の模範と言える。結論を象徴するかのように、「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」貼付の「磯竹島・松島」の図を同書のカバーに載せた。さらに『竹島：もうひとつの日韓関係史』（2016）の啓蒙的貢献も大きいと思われる。

池内の研究は、たとえば、大谷の「竹島拝領」（1681）と、村川の「公方様より拝領」とある記述に対し、竹島＝鬱陵島を「拝領した」事実を裏付ける文言は何一つないと指摘し、「拝領」したと称することで排他的な権益が享受できたに過ぎず、客観的にみた時に竹島（鬱陵島）が日本領であったとは言い得ないと結ぶ。また『隠州視聴合記』において従来の争点「然則日本之乾地、以此州爲限矣」の「此州」について詳細な分析を極め、「隠州」「隠岐国」としか読みようがないと論断し、

⁷ 『日本近現代史辞典』（東洋経済新報社1978）の「竹島問題」（井口和起執筆）には、法的根拠として1905年の閣議決定と島根県告示を挙げ、それが植民地的軍事支配下で行われたことを指摘し、争点として歴史的事実（先占）、日本領有の有効性、戦後処理講和条約の三つを挙げる。ここに見られる日本政府見解に対する問題提議は、以下の辞典にはない。『国史大辞典』（吉川弘文館1988）の「竹島問題」（川上健三執筆）に太政官決定内容は記されていない。参考文献にある川上健三『竹島の歴史地理的研究』も同様である。『日本史広辞典』（山川出版社1997）の「竹島」には「1849年（嘉永二）フランス船リアンクール号が発見し、リアンクール岩と命名。日本では一九〇五年（明治三八）の領土編入以降竹島とよんでいる。」と記し、江戸時代の名松島には触れない。

州を島と読み「鬱陵島」とする見解を退ける。

また、池内は「日本外務省による大谷家文書調査」(『名古屋大学附属図書館研究年報』13、2015)において、次の事実を突き止めた。すなわち、当時外務省条約局第一課事務官川上健三の調査実態を追跡した結果、外務省が借用した大谷家文書に「…以前之通竹嶋松嶋両嶋之渡海を御願奉申上内存ニ而有之哉と御尋御座候、依之私共申上候ハ、全以前之通両嶋之渡海之儀奉願候儀ニ而ハ無御座候、嶋渡海之儀者先年御制禁ニ被為仰付候上…」と記す資料があったにもかかわらず、川上が著した『竹島の領有』(1953)およびその増補版『竹島の歴史地理学的研究』(1966)のいずれにも、その言及がなかったことが判明されたのである。「有司の宿命」だろうか。要するに、「日本は17世紀末、鬱陵島への渡海を禁止する一方、竹島への渡海は禁止しませんでした」という政府見解は、日本にとって不都合な事実を意図的に無視した研究に基づくものであったのである。このように明確な新史実を見過ごすことは、もはやできない。

つぎに、内藤正中(1929~2012)は、『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(2000)を著し、韓国研究者金炳烈との共著『史的検証:竹島・独島』(2007)、在日研究者朴炳涉との共著『竹島=独島論争:歴史資料から考える』(2007)を公刊し、さらに啓蒙書『竹島=独島問題入門:外務省『竹島』批判』(2008)もある。竹島=独島問題研究ネット代表として早くからウェブサイト「半月城」にて活動してきた朴炳涉の啓発的貢献は大きく、宋炳基著『鬱陵島・独島(竹島)歴史研究』の翻訳出版(2009)も行った。

また、個人コレクションの展示会を開くなどの啓蒙的研究活動を行う久保井規夫の『図説竹島=独島問題の解決:竹島=独島は領土問題でなく歴史問題である』(2014)は、叙述にやや散漫な嫌いはあるが、地図・写真など所収資料は役に立つ。そして、関係者の回顧談と直接取材内容を丹念に整理し、日韓国交樹立時、条約文には記さず、交わされたという密約の実態を世に明らかにしたロー・ダニエル著『竹島密約』(2008)は一読に値する。

一方、『竹島は日韓どちらのものか』(2004)の著者下條正男は、その翌年発足する島根県「竹島問題研究会」座長を務める。2005年研究会発足以来、『「竹島問題に関する調査研究」報告書』は、中間・最終報告(2006・2007:第1期)をはじめ、2020年第4期最終報告書まで公表されている。その評価は、合目的性格⁸のゆえ、賛否両論があろう。たとえば、一部の研究報告においては、いわば結論ありきの解釈や論証が散見されるので、その活動意義と関連して県民による自己点検の必要性を感じさせる。『竹島関係資料集』発刊は、郷土特有の成果として有意義である。なお、島根県は「Web 竹島問題研究所」というウェブサイト運営し活動成果を公表している。ちなみに、英文ウェブサイト「Dokdo-Takesima」(<https://www.dokdo-takeshima.com/>)と「Dokdo-or-Takesima」

⁸ 『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』(平成23年2月)「中間報告にあたって:新たな局面を迎えた竹島問題」(座長下條正男)の付記に「今回、第二期島根県竹島問題研究会の「中間報告書」の作成に際し、福原委員の「第二次世界大戦後の島根県と竹島(「竹島/独島研究における第三の視覚」解題)」と題する報告を掲載するかどうか議論された。…現実には、島根県竹島問題研究会の研究を通じ、竹島の領有権を主張する韓国側の論拠はすべて論破されている。その状況の中で、新たに「第三の視覚」を提唱することは竹島問題研究の本質から逸れ、誤解を招きやすい。この福原委員の報告に対し、複数の委員から異議が出された。その収録については座長の私に判断が委ねられ、…各委員の研究を尊重するということと、福原委員の報告を載せることで、竹島問題では何が問題となっているのか、その現状を知ってもらえるものと考えたからである。」とあり、研究会の一面をうかがうことが出来る。

(<https://dokdo-or-takeshima.blogspot.com>) が提供する資料は多様で有益である。

最後、堀和生「1905年日本の竹島領土編入」(1987)は、研究史上、画期をなした古典と評価したい。前述のように、太政官文書の「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」と貼付地図、そして「独島」の初出史料を発掘し、先に述べたような隠蔽された事実を明かし、日本政府見解を真っ向から批判した。「竹島問題」に潜んだ大日本帝国の侵略実態を告発した堀の研究が、国内はもちろん特に韓国の学界に与えた衝撃は計り知れないものがあった。以後、新史料の発掘や研究交流による研究レベルの向上は如実に現れ、先に紹介した諸研究の導火線になったのである。

堀研究の出現や池内研究の展開は、主たる史料が日本にある日本の歴史資料であったから、可能であった。たとえ、外国人研究者が同等の研究に挑もうとすると、極めてハードルが高くまた多いからである。事実には忠実であるべき研究者として、それに反する政府見解に対する批判は当然の営みであり、その先駆的功績は歴史的とも言える。

昔噺であるが、売国奴と言われたとある研究者から聞いたことがある。自国を害する、相手国に与するなどとも。言論の自由から卑下非難の発言が、学問の自由から歴史修正主義の水掛け論が、さまざまな主義主張のなか、錯綜乱舞する。学問的研究成果の玉石選びが今は民主市民の課題になっている。

「竹島問題」の教訓：両国民関係の再鼎立のため

過ちては改むるに憚ること勿れ。

過ちて改めざる、是れを過ちと謂う。

広く知られている孔子の言葉である。君主の下、民のために働く支配階級、主として士に対する教えであり、人に言われることなく、自ら省み自ら修める道徳律である。

政治家には信念に基づき政策を全うすることが求められ、また民意をリードするとともに民意を代弁するのがその役目である。もし国家の政策に間違いがあるならば、公論を通じて素早く改め正さなければならない。政治家は、その信念に基づいた政策にミスがあったならば、その政治生命を脅かす致命傷になり兼ねないので、それを怖れ、自らのミスを認めようとしめない習性がある。

「竹島問題」の重大かつ深刻さは、国民間の対立反目を地方議会や政府が煽ってしまった点にある。批判を主とする人文科学研究に対する社会的待遇は今更言うまでもないが、耳を傾ける価値のある研究成果に正面から向き合い理解しようとする政治家がどれほどいるのだろうか。学校教育の領土問題に竹島が含まれ(2008)、政府の内閣官房領土・主権対策企画調整室⁹の「領土主権展示館」

⁹ 初校の際、内閣官房領土・主権対策企画調整室 HP に、2021年1月29日公開された『竹島に関する資料調査報告書：平成31年度内閣官房委託調査』を接した。受託者は株式会社ストリームグラフ、平成26年度より年次報告書を出し、これが6年間の調査結果を取りまとめた最終報告書である。展示館のための委託調査であろうが、報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた調査受託者の見解であって、政府の見解を表すものではないという。研究委員は、高井晋(笹川清和財団海洋政策研究所特別研究員)、浅羽祐樹(同志社大学教授)、杉原隆(島根県竹島資料室特別顧問)、塚本孝(元東海大学教授)、中野徹也(関西大学教授)、藤井賢二(日本安全保障戦略研究所研究員)である。対象資料については、①江戸時代以降日本人が竹島を利用していたことを示す資料、②日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料、③竹島周辺で行われた調査に関する資料、④戦後の竹島の取扱いに関する資料、⑤韓国による竹島不法占拠に対する日本の抗議に関する資料のほか、諸外国の竹島に対する認識を窺える資料、韓国の竹島に関する主張の矛盾を示す資料についても必要に応じて調査を行った、という。収録資料は大いに役に立つが、日本政府見解に反する大日本帝国政府文書や諸記録の未収録は、日本国民に理解され支持されるのだろうか。

も新築移転（2020.1.21）したので、島根県の活動は一定の成果を収めたといえよう。島根県から発せられた「竹島問題」の頭在化さらに公論化は、韓国国民の日本国民に対する信頼を台無しにする結果をもたらしたのだが、その深刻さに気づく日本人は多くなく、断交を口にするほど嫌韓風潮が絶えない。ポピュリズムの弊害は、李明博大統領の竹島上陸（2012）に見たように、韓国にもある。

しかし、従軍慰安婦問題に対する韓国文在寅政府の決定や、徴用工裁判における大法院の最終判決は、日本政府の激しい反発を招いたが、韓国社会における民主化の進展がもたらした象徴的出来事である。激動とともに変化しつつある隣国の土民社会動向に関心の目を向けようとせず、日本は既に謝罪したのではないか、何回すれば気が済むのか、いつも反日、またもお金か、とつぶやき、政府の主張に追従する人が今だ多い印象を拭えない。

両立し得ない「固有の領土」論だが、自国政府の主張に荷担し相手の主張を非難する言説を前にして市民は、賛成か反対かと二分し、また不信と無関心に分れる。今は明確に説明できる新たな事実に対し、理解しあい認めあう草の根の努力が必要である。

前号の冒頭に、「日本が言っている主張とは思えない、むしろ言うてはいけない主張であろう」と記した。「竹島問題」において、日本政府の主張と根拠は一見、明確に見えるものの、その矛盾を突いた研究によって好都合主義的な資料選択と資料解釈の実相が明らかになっており、もはや破綻を隠し得ない。端的に言えば、幕府の渡海禁止に際して松島（現竹島）も含まれており、大谷家も明確に両島の渡海禁止認知していたのであり、大日本帝国の竹島編入は、旧政府の決定を継承した新政府の方針を翻した事件であるが、それを主導した当局者が一漁民を利用した事実を、東洋の覇者たるべく隣国を属国にしていく侵略戦争の最中に決行した事実を、今だ直視しようともせず、弱肉強食の時代の国際法を盾にし、無主地先占の合法性を主張する。近代日本が東アジアに与えた影響は正負とも極めて大きい。今は顧みるべき知の宝庫である、その正負両面に対する日本人の理解は乏しく拙い。敗戦の意識の中に、大日本帝国への郷愁があり、植民地統治に対する無反省が重なり、竹島領土編入の拙速を顧みる機会を消失したからであろうか。

「我が国によってもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味われた苦しみを思い、私は痛惜の念を禁じえません」とした昭仁天皇のことばが木霊するのはどこなのか。

日本の、日本人の思想課題として「竹島問題」という問題がある。

（2020.7.9 擱筆。2021.1.31 加筆）

【文献リスト】（出版年順）

『竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史』 藤井賢二著、ミネルヴァ書房、2018

『「独島・竹島」の日韓史』 保坂祐二著、論創社、2016

『竹島：もうひとつの日韓関係史』 池内敏著、中央公論新社、2016(中公新書)

『竹島問題とは何か』 池内敏著、名古屋大学出版会、2012

『島根県所蔵行政文書』 島根県総務部総務課編、島根県総務部総務課、2011(竹島関係資料集第2集)

『島根県竹島の新研究』 田村清三郎著 復刻補訂版、島根県総務部総務課、2010

- 『竹島関係資料集』 島根県総務部総務課、2010
- 『鬱陵島・独島(竹島)歴史研究』 宋炳基著・朴炳涉訳、新幹社、2009
- 『竹島問題に関する調査研究報告書』(平成 19-27 年度) 竹島問題研究所[著]、島根県総務部総務課、2008-
- 『竹島密約』 ロー・ダニエル著、草思社、2008
- 『竹島=独島問題入門：日本外務省『竹島』批判』 内藤正中著、新幹社、2008
- 『独島/竹島韓国の論理』(増補版) 金学俊著・Hosaka Yuji 訳、論創社、2007
- 『竹島・独島：史的検証』 内藤正中・金柄烈著、岩波書店、2007
- 『竹島=独島論争：歴史資料から考える』 内藤正中・朴炳涉著、新幹社、2007
- 『明治三十八年竹島編入小史』 金柄烈著・韓誠訳、インター出版・インター語学塾、2006
- 『領土ナショナリズムの誕生：「独島/竹島問題」の政治学』 玄大松著、ミネルヴァ書房、2006
- 『竹島は日韓どちらのものか』 下條正男著、文藝春秋、2004(文春新書)
- 『竹島 (鬱陵島) をめぐる日朝関係史』 内藤正中著、多賀出版、2000
- 『史的解明独島(竹島)』 慎鏞廈著・韓誠訳、インター出版、1997
- 『竹島関係文書集成：国立公文書館内閣文庫所蔵「外務省記録」』、エムティ出版、1996
- 『竹島考證：国立公文書館内閣文庫所蔵「外務省記録」(上・中・下)』、エムティ出版、1996
- 『竹島史稿：竹島(独島)と鬱陵島の文献史的考察』 大熊良一著、原書房、1968
- 『竹島の歴史地理学的研究』 川上健三著、古今書院、1966
- 『島根県竹島の新研究』 田村清三郎著、1965
- 『島根県竹島の研究』 島根県総務部広報文書課、1954
- 『竹島の領有』 外務省条約局[編]、外務省条約局、1953

【附録】竹島＝独島関連年表

- 512 于山國、新羅に帰属
- 1403 居民の刷還令→空島政策
- 1432 『世宗実録地理志』「于山・武陵 二島相距不遠 風日清明 則可望見」
- 1614 (慶長 19) 東萊府と対馬藩、竹島（鬱陵島）への日本人渡航・入居禁止を確認。
*李睟光『芝峰類説』（1614年7月序文）卷二「地理部」
「壬辰變後 人有往見者 亦被倭焚掠 無復人烟 近聞倭奴占據磯竹島 或謂磯竹 即蔚陵島也」
- 1620 対馬藩、幕命により竹島へ渡航した潜商を捕らえる。
- 1625 (寛永 2) 徳川幕府、大谷家、村川家に竹島（鬱陵島）渡海免許
- 1637 村川船が竹島渡海後朝鮮に漂着。倭館の対馬藩士は、竹島渡海は「公儀御法度」と承知。
- 1658 (万治元)～寛文：三代目大谷の松島拝領と「松島渡海免許」なるものは存在しない。
老中の「御内意」：松島は「竹嶋渡海筋」にあたり、「竹嶋近所之小嶋」・「竹嶋之内松嶋」とあるように、松島は竹島の属島と理解された。
- 1667 (寛文 7) 齊藤豊仙『隠州視聽合記』卷一「国代記」
隠州在北海中 故云隠岐島…従是 南至雲州美穂関三十五里 辰巳至伯州赤碓浦四十里 未申至石州温泉津五十八里 自子至卯 無可往地 戊亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島〔俗言磯竹島 多竹魚海鹿〕此二島無人之地 見高麗如自雲 岐望隠岐 然則日本之乾地 以此州為限矣
- 1682 (天和 2) 両家共同で船を仕立て、漁獲物を折半する。
大谷・村川両家は鳥取藩から前借銀四貫五百目の補助を受け、収穫した鮑^{あわび}や海驢^{あしか}油を上納し、借銀を相殺。鳥取藩は「竹島申鮑」を将軍家・幕府要職あてに献上し、享保 2 (1685) 年頃から献上回数増加。
- 1692 (元禄 5) 3.26 村川家、竹島で朝鮮人と遭遇
日本、朝鮮漁民の竹島（蔚陵島＝鬱陵島）出漁禁止要求：「竹島一件」の始まり
- 1693 (元禄 6) 3.20 大谷家、竹島（鬱陵島）から安龍福らを隠岐へ連行
- 1694 (肅宗 20) 朝鮮政府、竹島＝鬱陵島は江原道蔚珍県の属島、日本漁民の往来を禁じる旨の書契を送る。
三陟僉使張漢相の鬱陵島審察『鬱陵島事蹟』「東方五里許 有一小島 不甚高大 海長竹叢生於一面 霽雨靄捲之日 入山登中峯 則南北兩峯 岌崇相面 此謂三峯也 西望大関嶺透迤之状 東望海中 有一島 杳在辰方 而其大未滿蔚島三分之一 不過三百余里」
- 1695 (元禄 8) 幕府老中阿部豊後守は鳥取藩に「御尋の御書付」を問い合わせ、「竹嶋は因幡伯耆附属にては無御座候」「竹嶋松嶋其外 両国之附属の嶋無御座候」との回答を得。
- 1696 (元禄 9) 1.18 徳川幕府、竹島（鬱陵島）渡海禁止を発令。
6.4 安龍福、日本漁民渡海に抗議するために来日。『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』
安龍福の証言「松島即子山島 此亦我國地」（『肅宗実録』肅宗 22 年 9 月 戊寅条）
- 1699 (元禄 12) 10.19 対馬藩主「竹島之一款 此度ニテ無残所相濟 朝鮮国之御望之通ニ相濟 両国之 大幸 此事候」と幕府に報告：「竹島一件」決着。

- 1726 (享保 11) 対馬藩『竹島紀事』(越克明)：竹嶋一件關係資料を整理。
 *青木昆陽『草廬雜談』(1738 序)「竹嶋ヲ朝鮮ヘアタヘ給トカヤ。憲廟ノ御仁政ニテ与エ給トイ
 エドモ、地ハ少ノ所モ惜ムベキコトナレバ有司ノ過チナランカ」
- 1745 『春官志』「鬱陵島争界」
- 1756 申景濬『疆界考』「鬱陵島…二島 一即于山 在蔚珍県正東海中 與日本之隱岐州相近…愚按興
 地志云 一説于山・鬱陵本一島 而考諸凶志 二島也 一則倭所謂松島 而蓋二島 俱是于山國也」
 *『輿地志』1656 柳馨遠著、不伝。
- 1785 林子平『三國通覽圖説』付録『三國接壤圖』竹島「朝鮮の持也」
- 1787 (天明 7) フランス、鬱陵島を確認、ダジュレー島と命名
- 1789 (寛政 1) イギリス、鬱陵島を誤認、アルゴノート島と命名
 *『長生竹島記』(1801)：松島を「本朝西海のはて也」と。
- 1808 (純祖 8) 『萬機要覽』軍政編 4, 海防東海条には『増補文献備考』引用の「東国文献備考」
 蔚珍条の附録記事、すなわち鬱陵島・于山島の位置と沿革、鬱陵島領有権紛糾、安龍福渡日
 事件等を加減無く転載。
 『増補文献備考』卷之三十一「輿地考十九」蔚珍古縣浦条
 「[輿地志云 鬱陵 于山 皆于山國地 于山則倭所謂松島也] 光海七年 倭差船二隻謂將探磯竹島形止 且曰島
 在慶尚江原之間。朝廷惡其猥越 不許接待 只令東萊府使朴慶業答書曰 足下非不知 此島之横占
 乃欲攙越窺覘 是誠何心 恐非鄰好之道 所謂磯武竹島 實我國之鬱陵島也 介於慶尚江原海洋 載
 輿地 焉可誣也。蓋羅麗以來 取考方物 逮至我朝 累刷逃民 今雖廢棄 豈可容他人冒居乎」
- 1828 (文政 11) 鳥取藩士岡島正義『竹島考』
- 1836 (天保 7) 浜田藩の藩勘定方の橋本三兵衛と会 (→今) 津屋の密商事件、切腹、斬罪、藩主陸奥
 棚倉へ転封。御觸「元禄之度朝鮮国江御渡に相成候 以来渡海停止被仰付候場所に有之 都而異
 国渡海之儀者重き御制禁に候条 向後右島之義も同様相心得 渡海致間敷候」『朝鮮竹島渡航始末
 記天保七-八年』島根県史史料編 3 近世下
- 1848 (嘉永 1) 松江藩士金森建策『竹島図説』「隱岐国 松島ノ西島ヨリ海上道規 凡四十里許リ北方
 に一島アリ 名テ竹島ト曰フ…隱岐ノ福 島^マヨリ松島マテ海上道規六十里許 松島ヨリ竹島マテ
 四十里許ト云也 以上ノ諸説ハ享保九甲辰年 官府江府ノ叩問ニ依テ米子ノ市人 大谷九右衛門
 村川市兵衛カ貴答ノ上 書ニ原ケリ」
- 1849 (嘉永 2) フランス、竹島=独島を確認、リアンクール岩と命名。
- 1854 (安政 1) ロシアのパルラダ号、アルゴノート島の非存在を確認。
- 1858 (安政 5) 吉田松陰、桂小五郎=木戸孝允宛書簡「鬱陵島が英夷によって開かれればこれと交易
 をして外夷の風説を聞くことができる、が、そうでなければ何時長門に来襲するか計り知れ
 ない。鬱陵島開墾は鎖国を破る妙案」と。
 同『幽囚録』(安政 1)「朝鮮を責め、質を納れ、貢を奉ること古の盛事の如くならしめ、北は
 満州の地を割き、南は台湾、呂宋の諸島を収め、漸に進取の勢を示すべし」と。
- 1870 (明治 3) 外務省復命書『朝鮮国 交際始末 内探書』「一竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」

「此儀ハ 松島ハ竹島ノ隣島ニテ 松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之 竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ爲差遣シ置候處 当時ハ以前ノ如ク無人ト相成、竹木又ハ竹ヨリ太キ葎ヲ産シ人參等自然ニ生シ其余漁産モ相応ニ有之趣相聞ヘ候事 右ハ朝鮮事情実地偵察イタシ候 大略書面ノ通りニ御座候間 一ト先帰府仕候 依之件々取調書類絵図面トモ相添此段申上候以上。外務省出仕 佐田白茅 森山茂 齋藤榮」

「朝鮮國ヨリ帰朝セシ外務省出仕佐田白茅等ノ建白書提出ノ件」附属書一「三月外務省出仕佐田白茅ノ建白書写」：「全皇國為一大城則 若蝦夷呂宋琉球滿清朝鮮皆皇國之藩也 蝦夷業既創開拓 滿清可交 朝鮮可伐 呂宋琉球可唾 手而取矣 夫所以朝鮮之不可不伐者 大有之 四年前佛國攻朝鮮。」

1871 (明治4) 松浦武四郎『竹島雜誌』「竹島は日本を離るゝこと遠くして却て漢土に近く境内頗る廣活なる島なり [伯耆民談] 隱岐の國松島の西島 [松島の一小屬島なり土俗呼ふて次島と云] より海上道則凡四十里許北にあり [竹島圖說此說疑ふべけれども彼に據るものなきにゆゑに志るし於けり] 極高三十七度五十分より三十八度におよぶ [日本輿地路程圖大清一統圖]」

1874 (明治7) 正院編『日本地誌提要』卷50 隱岐「島嶼」文末割注の最後に屬島の総称隱岐の小島と区分し、松島竹島の二島を域外とする。

「○本州ノ屬島知夫郡四拾五、海女郡壹拾六、…合計壹百七拾九、之ヲ総称シテ隱岐ノ小島ト云○又西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ。土俗相傳テ云フ。穩地郡福浦港ヨリ松島ニ至ル。海路凡六拾九里三拾五町、竹島ニ至ル。海路凡百里四丁餘。朝鮮ニ至ル海路凡百三拾六里三拾町。」

1876 (明治9) 2.26 日朝修好条規 (朝鮮沿海測量権を確保)

7. 武藤平學「松島開拓之儀」瀬脇貿易事務官に提出。*松島=鬱陵島：シーボルト

7.13 児玉貞陽「建白書」(松島開拓願) 外務省に提出。

10.16 島根県「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」を内務省地理寮に提出。

1877 (明治10) 1.27 戸田敬義「竹島渡海之願」提出。

3.17 内務省「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」を太政官に提出。

3.29 太政官「別紙 内務省伺日本海内竹島外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入島以来 旧政府該國ト往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候…御指令按 伺之趣 **竹島外一嶋之義 本邦關係無之義ト可相心得事**」

1878 (明治11) 8.15 下村輪八郎「松島開拓願」をウラジオストク領事瀬脇壽人に提出。

*「松島日記」『西海新聞』M12.9.24~10.10 五回連載。

1880 (明治13) 7. 外務省、軍艦天城を廻航「松島」の所在調査、鬱陵島と確認。

1881 (明治14) 6. 朝鮮政府、**日本に鬱陵島渡航禁止を要求。**

11.29 内務省が外務省に鬱陵島照会、「竹島外一島」資料添付。

1882 (明治15) 5. 朝鮮政府、檢察使李奎遠を鬱陵島に派遣、調査。12. **鬱陵島開拓令**

12. 外務卿ヨリ太政大臣宛「邦人ノ鬱陵島渡航禁止ニ関シ上申ノ件並ニ決済」

「我邦人朝鮮國所属鬱陵島 [我邦人竹島又ハ松島ト唱フ] へ渡航シ妄ニ伐木致候者有之趣 客歳七月中 朝鮮政府ヨリ照会有之候間…尤モ右論達之義 近時京城変乱ニ付彼國政府ト条約交換有

之際ニテ同国使節モ滞京中ノ事ニ候ヘハ其等ニ因縁候様ニ世上ヘ感触ヲ来シ候テハ不都合ニ被存候間、論達文中ニモ該島ニ付朝鮮政府トノ議定セシ年月ヲ挿入致置 従来朝鮮国ニ属シ特ニ今日ニ定ムルモノニ非ラザルヲ引証シ 論達ノ意ハ単ニ該島ノ位置ヲ明示シ渡航を禁スルニ止マルモノニ有之候 右之次第ニ付御発令ノ義モ朝鮮使節帰国相成候上ニ有之候様仕度此段上申候也。」

1883 (明治 16) 3. 太政官「鬱陵島渡航禁止」内務省・司法省に内達

9. 鬱陵島の日本人、強制帰国

1886 (明治 19) 9. 海軍水路部『寰瀛水路誌』第二卷第二版露韓沿岸 [M16 第一版]: 朝鮮東岸「リアンコールド列岩・鬱陵島 (一名松島) (付箋: 鬱陵島 [一名松島洋名ダゲレット] 及竹嶼 [ボーツリール・ロック])」と。

1894 (明治 27) 1.14 『山陰新聞』「朝鮮竹島探検」: 竹島は隠岐より西北八十餘里の洋中に孤立し舟を駛する五十餘里に至る頃ろ一ヶの孤島あり俗之れをリランコ島と云ふ其周圍凡そ一里許りにして三ヶの嶋嶼より成れり此島に海獸海驢棲息し數百頭を以て數ふべく… (田村)

7.25 日清戦争開始、豊島沖海戦。「朝鮮輿地図」。

11. 『朝鮮水路誌』「リアンコールド列岩・鬱陵島 (一名松島)」と。

1897 (明治 30) 日本、遠洋漁業奨励法。

1898 (明治 31) 『日本水路誌』海岸区域図の台湾新編入、竹島朝鮮同色。

1900 (明治 33) 10.25 大韓帝国勅令 41 号「鬱陵島ヲ鬱島ニ改称シ島監ヲ郡守ニ改正スル件」
「第二条…区域ハ鬱陵全島ト竹島・石島ヲ管轄スル事」

1902 (明治 35) 日本、外国領海水産組合法

3. 鬱陵島に日本人警官常駐

1903 (明治 36) 中井養三郎、リヤンコ島にてアシカ猟開始

1904 (明治 37) 2.8 日露戦争開始、旅順港を奇襲攻撃。9. 仁川の露軍艦を撃沈。10. 宣戦布告。

2.27 「日韓議定書」を公布 (軍事上必要な地点を臨機収容)。

6.15 ロシアのウラジオ艦隊が対馬海峡で日本軍艦を撃沈。

9.2 日本、鬱陵島の軍服用望楼完成 (戦争中 20 箇所)。

9.5 「日韓協約」を公布 (日本政府推薦の財政・外交顧問を任命、外交の事前協議)。

9.25 軍艦新高日誌: 「韓人之を独島と書し、本邦漁夫等略してリアンコ島と称せり。別紙略図の如く」

9.29 中井養三郎「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務省に提出。

11.20 軍艦對馬リヤンコールド調査、24「對馬リヤンコールド実地調査の結果容易に望楼を設置し得る見込なし」軍令部へ電信報告。1.5 對馬艦長より水路部長にリヤンコールド島概要報告。

1905 (明治 38 年) 1.28 日本内閣、竹島領土編入を決定。

「…無人島ハ、他国ニ於テ之ヲ占領シタルト認ムヘキ形跡ナク、一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舍ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ、今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所、此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所屬隠岐島

司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ。依テ審査スルニ、**明治三十六年以來中井養三郎ナル者ガ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際法上占領ノ事実アルモノト認め、之ヲ本邦所屬トシ島根県所屬隱岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス。依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認め**」

2.22 島根県知事、島根県告示第 40 号で竹島の名称とその所屬所管を明らかにする。

5.27 「日本海海戦」

6.5 島根県知事、中井養三郎外 3 名に対しアシカ漁業の許可をする。

7.22 海軍人夫 38 名竹島に上陸し、仮設望標を建てる。

8.19 島根県知事松永武吉、随員 3 名とともに海軍用船京都丸にて竹島視察。

9.5 日露講和条約調印

9.9 田淵友彦『韓国新地理』博文館：鬱陵島（松島）、竹島（リヤンコールト岩）を記す。

「序：韓国が日本の附属国たり保護国たるに於て世界は既に悉く之を公認し是認したり。…従来之を外邦視して研究し教授したるを更改し之を本邦領域の一部視すべきの必要あらん。…日露の講和成立の外電に接したる日」

11.17 第二次日韓協約調印（保護国、統監）

1906（明治 39）3. 鬱島郡守沈興澤の訪報告書：「本郡所屬独島が外洋百余里に在るが、本月初四日…日本人官人一行が官舎に到り、自ら云うに、独島が今日本領地と為した故に視察次に来島したと。…日本島根県隱岐島司東文輔、事務官神田西由太郎…戸惣・人口・土地・生産多少・人員・経費幾許・諸般事務を調査記録して去ったので、報告す。」

5.20 参政大臣指令第 3 号：「来報は閱悉し、独島領地の説は全屬無根なり。該島形便と日人如何行動を更に査報する事。」

1910（隆熙 4） 韓国統監府農商工部水産局『韓国水産誌』第二輯「鬱島郡」

「戸口は今隆熙三年末現在全島を通して九百二戸、四千九百九十五人を算し、内男二千七百四十二人、女二千二百五十三人なり。…日本人の在住者は是れ亦今隆熙三年末現在二百二十四戸、七百六十八人にして内男四百十人、女三百五十八人なり。是等定住者は殆んど島根県人にして就中隱岐島の人多し。…本島に於ける日本人の渡来に関しては古き沿革あり。然れども近時に於て定住者を見るに至りしは実に甲午の役に動機し、其多数に渡来せりは役後即ち明治二十九年（建陽元年）の頃なりき。当時の渡来者は伐木・製材を以て主たる目的と為せしと雖も其以前よりとりもち製造・しひたけ培養・物品交易等の事業も行はれ、定住の基礎既に業に計画せられしなり。」

1925 鬱陵島に慶尚北道水産出張所設置（後、水産試験船が竹島巡回）。鬱陵島在住の奥村平太郎、竹島の根付漁権利購入。

1936 陸軍省『地図区域一覽図』

1939.4.24 島根県隱岐郡五箇村議会、竹島を五箇村の区域に編入することを議決。

1940.8.17 島根県、竹島の公用を廃し、海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継ぐ。

1941.11.28 八幡長四郎に漁業を含む土地使用権を付与、その権利を譲渡された奥村亮が大戦中にも鮑漁を行い、敗戦引揚後、使用人であった鬱陵島民尹相述・金茂行が事業を継承する。

1945.8.15 日本の無条件降伏。

1946.1. SCAPIN (Supreme Command for Allied Powers Instruction Note) No.677 号の特定行政分離地域に (a) ジュレー島・リアンクール岩・済州島があり、陸軍省『地図区域一覧図』とほぼ一致。

6. SCAPIN 第 1033 号=マッカーサライン：漁船操業区域規定、リアンクール岩は韓国側に。
*連合軍の最終的決定ではないと明記。

1947 在韓米軍政庁教育部の国史館長を団長とする学術調査団を島に派遣。

3. 対日講和草案は日本領土範囲につき「朝鮮、そして済州島・巨文島・ダジュレー島・リアンクール岩を含むすべての沖合島嶼に対し、全ての権利及び権限を放棄する」と。

1948.6 独島周辺で漁業中の韓国漁船 4 隻が空爆され、16 名死亡 6 名重症。

(韓国政府樹立後、米軍に抗議、米軍が陳謝)

8. 韓国政府樹立。9 朝鮮政府樹立

1949.11.14 GHQ 外交部長シーボルトのバターワース国務次官補宛電文：「リアンクール岩について再度の検討を勧告する。この島に対する日本の領土主張は古く、また正当であろう。安全保障上、気象観測上、レーダー局を島に設置する必要がある。」

12. 対日講和草案は「日本の領土は、四主要島である本州・九州・四国・北海道、並びに瀬戸内海の島々・対馬・リアンクール岩・その他…を含む全ての隣接する小島からなる」と修正。
*在韓米軍管轄⇒在日米軍管轄下

1950.6.25 南北戦争勃発

1950.7 GHQ の SCAPIN No.2160 により、リアンクール岩を在日米軍の海上爆撃練習場に指定。

9. 米国草案の旧日本領の処分に関する要望：「瀬戸内海の島々、隠岐諸島、佐渡、奥尻、礼文、対馬、リアンクール岩、琉球列島北部、伊豆諸島、いずれも古くから日本のものと認められてきた。これらは日本によって保持されるであろう。」

草案解説書：「リアンクール岩は 1905 年、日本により領土として主張された。朝鮮の抗議を正式に受けることなくである。リアンクール岩には朝鮮名が無く、かつて朝鮮によって領土の主張がなされたとは認め難い。」

1951.3 **アメリカ最終草案**を韓国へ提示。

6. 特別顧問ダレスによる米英両案の調整で最終案を決定：リアンクール岩の記入無。

7. 韓国はリアンクール岩も列挙するよう要求、日本は日本領と主張。

8. 米国、上記要求を拒否：「独島または竹島なしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩礁は、我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905 年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない。」

9.8 サンフランシスコにて、講和条約調印、発効は 1952.4.28。

1952.1.18 韓国政府が**海洋主権宣言**：「大韓民国政府は、国家の領土である韓半島および島嶼の海岸に隣接する大陸棚の上下に既知され、または将来発見されるあらゆる自然資源鉱物および

水産物を、国家にもっとも利するように保護、保存および利用するために、その深度の如何を問わず隣接大陸棚に対する国家主権を保存し、かつ行使する。」

2.8 日本政府はこれに抗議。

1952.4.28 サンフランシスコ平和条約発効。

第二章 領域

第二条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、**済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮**に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

1952.7 日米安保条約にともなう行政協定で在日米軍の「空軍訓練区域」に「北緯 37 度 15 分、東経 131 度 52 分の点（＝リアンクール岩）を中心とする直径 10 マイルの円内」「毎日 24 時間」演習時間とされた。

1953.2.27 米軍、リアンクール岩を演習基地から除外すると韓国に通知。3.4 米国、日本に対しリアンクール岩に対する韓国領有権を承認した事実はないと発表。3.19 日米合同委員会、演習場区域から削除を正式に決定。***米軍のリアンクール岩支配終了＝日韓紛争開始**

1953.6.27 島根県、海上保安庁と竹島を調査、韓国人 6 名に対し退去命令、領土標識を建てる。

7. 海上保安庁巡視船、竹島で韓国官憲から発砲を受け、韓国政府、独島に領土標識。

7.14 外務省、竹島の日本領と発表。

7.27 休戦協定調印。10. 韓米相互防衛条約。

1954.2.10 日本外務省覚書「亜二第 15 号」：韓国政府の見解に論駁する日本政府の見解。

5. 巡視艇の保護のもと、隠岐漁民が集団上陸し、日本領土標柱を建てる。

7. 韓国「独島守備隊」（警察）が常駐。

9.25 日本政府は、竹島紛争について、国際司法裁判所への付託を韓国に提案。

10.28 韓国が付託を拒否。

1959.9 日本人 30 名、竹島上陸企図、失敗。9.28 日比谷にて 24 団体が突撃隊を組織、奪取企図。

1965.6.22 日韓基本条約の調印。***密約**

1996.1. 日本政府、国連海洋法条約（1994 年に発効）採択を決定し、竹島を日本の排他的経済水域（EEZ）に含めて国会に提出。

2.8 韓国外務部は独島に接岸施設の建設を行う旨発表。

日本の外相が「竹島は歴史的にも国際法上も日本領であるので、大韓民国は竹島から撤収し、付属施設を即刻撤収せよ」と記者会見、駐日韓国大使に強く要求。

5. 日本の国会は最終的に国連海洋法条約を批准し、EEZ 基点を竹島とすると決定。

1997.7. 韓国は、「独島」基点を採用せず、EEZ 基点を「鬱陵島」にすると発表。

1998.1.23 日本は「日韓漁業協定」を事前協議なしに破棄すると宣言。

その後、新日韓漁業協定締結のための実務会談で、日本側は日本の EEZ 画定線の主張（鬱陵島と竹島の間）を西境に、韓国 EEZ 画定線の主張（鬱陵島と隠岐島の間）を東境にして竹島をその中に取りこんだ「日韓共同管理水域（暫定措置水域）」を提議した。韓国側はこれを修

正し、海岸からおのおの 35 カイリ以内をそれぞれの E E Z とみなし、西境は東経 131 度 40 分、東境は東経 135 度 30 分を区画基準として独島をその中に入れる「中間水域」を設定しようと提案し、合意された。

2002.8.12 韓国環境部は、鬱陵島・独島を「鬱陵島国立公園」に指定。

2003.4.24 独島に郵便箱を設置。

2004.1.16 日本の中止要請にもかかわらず、韓国は独島切手を発行。

2005.3.16 島根県議会、2 月 22 日を「竹島の日」に制定。

*この年表は、配布教材であり、毎年、補足修正を行った。本稿掲載に際して一部修正を加えた。